

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンスを会社の内部意思決定機関の相互牽制による経営適正化メカニズム及び株主・取引先・債権者等の利害関係者による会社経営に対する牽制の機能と捉え、当社の健全な成長と発展に欠かすことができない経営上の重要事項と考えております。当社は、今後さらにコーポレート・ガバナンスの充実に努め、公正な経営システムの維持に取り組んでいく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本5原則を遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社マイナビ	900,000	29.52
清水 義子	400,000	13.12
清水 達哉	125,000	4.10
清水 直哉	100,000	3.28
WILLIAM MABEY 常任代理人 大和証券株式会社	100,000	3.28
TRUDY MABEY 常任代理人 大和証券株式会社	100,000	3.28
BBH FOR FIDELITY LOWPRICED STOC FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行	53,400	1.75
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行	50,000	1.64
堀 眞 彰	47,000	1.54
日本エス・エイチ・エル従業員持株会	32,300	1.05

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	9月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
朝日 義明	他の会社の出身者													
岡太 彬訓	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
朝日 義明				同氏は、企業経営に関する幅広い知識と高い見識を有しており、公正中立的立場から取締役の監視、提言・助言を行っていただく観点から、社外取締役に相応しいと判断いたしました。また、同氏は、主要株主及び主要取引先の出身者でなく、当社との間に特別の利害関係もないため、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じることがないとの判断から、当社独立役員に選任しております。

岡太 彬訓				同氏は、これまで培ってきた豊富な経験と統計学の権威者としての知見を有しており、それらの見識を当社の監査・監督に活かしていただく観点から、社外取締役と相応しいと判断いたしました。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏は、主要株主及び主要取引先の出身者でなく、当社との間に特別の利害関係もないため、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じることがないとの判断から、当社独立役員に選任しております。
-------	--	--	--	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし				

現在の体制を採用している理由 更新

当社では、監査等委員会を補助すべき取締役は置きませんが、監査等委員会から求めがある場合、管理チームは監査等委員会を補助すべき使用人として必要な人員を配置することとしております。また、監査等委員会補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員会の意見を尊重して決定するものとし、監査等委員会補助者に対する指示の実効性を確保するため、監査等委員会補助者は監査等委員会の指揮命令に従い職務を行うものとしております。

しかし、現在当社では、監査等委員会補助者は置いておりません。当社は当期末81名の小規模組織であり、常勤監査等委員も置くことから、現状では監査等委員3名で、充分その職責を果たせると認識しております。ただし、今後の業容拡大等により、監査等委員会から補助者の要請がございましたら、速やかに対処する所存です。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査は、管理チーム(4名)が中心となって年間内部監査計画に基づいて、業務執行部門を対象に実施しております。管理チームが予め被監査部門に関する帳票等資料を分析・調査し、被監査部門の責任者にヒアリングする等の方法により実施しております。また、管理担当常務取締役を委員長とする内部統制委員会が、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の評価を実施しており、監査等委員会の委員長は、毎月開催される内部統制委員会及びコンプライアンス委員会に出席し、当該整備・運用状況や課題等を把握し監査等委員会監査に役立てております。

監査等委員会監査は、監査等委員である取締役3名が実施します。毎月一回、監査等委員会を開催し、監査等委員会規程に基づき監査の基本方針や実施計画を決定し、取締役会に出席するとともに代表取締役をはじめとする業務執行取締役から職務の執行状況について報告を受け、適法性・妥当性を監査します。監査等委員のうち神田貴彦氏は、海外現地法人の社長や当社の取締役として経営の経験があり、また朝日義明氏は、東京証券取引所での上場審査業務の経験を持ち、かつ、企業の代表取締役であるため、両氏ともに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査等委員会は、内部監査部門や内部統制委員会から報告を受け、必要に応じて意見交換会を実施する等の連携を図っております。また、監査等委員会は、会計監査人との緊密な連携を目的に、会計監査人から監査手続きとその実施結果について定期的に報告を受け、意見交換会を実施し、必要に応じて内部統制等に係る現状や課題を協議し、監査の有効性と効率性を高めることに努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	2名
---	----

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を充たす社外取締役をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は、取締役及び従業員の経営参加意識と業績向上に対する貢献意欲を一層高めると共に、優秀な人材の確保と流出の防止等を通じて、企業価値を高めることを目的としたストックオプションを、過去3回実施しております。第1回及び第2回ストックオプションは権利行使期限が到来し消滅しております。

第3回ストックオプションは、平成23年12月17日開催の定時株主総会決議に基づき、権利行使価額1株につき762円で総発行数200,000株(総額152,400,000円)を発行いたしました。なお、当社は、平成25年4月1日付で1株を100株とする株式分割を、また、平成29年10月1日付で1株を2株とする株式分割を行っているため、権利行使価額、総発行数、総額は株式分割後の値を記載しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

第3回ストックオプションの割当対象者は、取締役5名、従業員65名であります。個人別割当数につきましては、在職年数及び過去の貢献度合、将来の会社貢献への期待度等を勘案して決定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告に取締役の報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬は、各取締役の職責及び業績等を考慮して決定するものとしております。その決定方法は、株主総会において決議された報酬等総額の範囲内において、代表取締役が監査等委員会に意見を求め、その意見を勘案のうえ、取締役会の協議に基づき代表取締役が決定しております。

監査等委員の報酬は、株主総会において決議された報酬等総額の範囲内において、監査等委員が協議のうえ決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

管理チームが、社外取締役をサポートしており、取締役会等の会議のスケジュール管理、重要事項の連絡及び書類の発送等を行っております。また、監査等委員の監査業務に必要な社内管理資料の収集等については、各関連部門がサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、経営の透明性の向上と経営監督機能の強化を図るため、定例取締役会を毎月開催し、取締役会において経営方針や経営戦略の策定その他、業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等を行っております。当社の主たる機関の概要は、以下のとおりであります。

(a)当社の取締役会は、取締役9名(うち監査等委員である取締役3名)で構成されております。取締役会は、毎月一回の定例取締役会の他、必要に応じて臨時開催し、法令及び定款で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行取締役から職務の執行状況について報告を受けております。また、取締役会には顧問弁護士に出席いただき、コンプライアンス及びリスク管理面からのチェックと助言を受けております。

(b)当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、委員長は、常勤の監査等委員である神田貴彦氏が務め、毎月一回開催しております。監査等委員は、監査等委員会で決定した監査方針、監査計画及び職務の分担に従い、取締役の職務の執行状況の監査のほか内部統制部門、内部監査担当者及び会計監査人と連携して組織的かつ効率的な監査を実施しております。

(c)社外取締役につきましては、経営陣・主要株主・主要取引先から独立した立場にある、会社と利害関係がない、見識・知識が高い有識者を選任し、経営に有益な指摘や客観的な意見を取り入れることにより、経営健全化の維持を図るとともに、経営監督機能の強化に努めております。

(d)当社は、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるため、常勤取締役(監査等委員を含む)、主要なチームリーダー及びグループリーダーで構成される業務連絡会を毎週開催し、業務の執行状況、懸案事項の意見交換、情報の共有化、コンプライアンスの徹底等を行っております。業務執行に関する重要事項は取締役会に先立ち業務連絡会で審議することにより、常勤取締役は経営問題に関する状況を常に把握することができ、適正な経営判断を下せる体制としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、監査等委員会設置会社の体制を採用することにより、過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、取締役会の業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことで、透明性の高い経営を実現し、コーポレート・ガバナンス体制を強化できると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限の前日までに発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	個人株主の利便性を考慮し、平日を回避して株主総会開催日を設定しております。
その他	招集通知発送前日までに、東証ウェブサイト及び当社ウェブサイトに招集通知等を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算発表後、速やかに決算説明会を開催しております。また、四半期決算を含む決算発表後にアナリストまたは機関投資家と個別ミーティングを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、有価証券報告書等の財務情報、決算補足説明資料等を、当社ウェブサイトに掲載しております。	
その他	本決算及び四半期決算の各決算短信を、各決算期末1ヶ月以内に発表する方針としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	適性テストの問題冊子及びマークシート等(以下、テストマテリアルという)及び招集通知等に、VEGETABLE OIL INK及び再生紙またはFSC認証紙等を可能な限り使用するようにし、また、使用済みのテストマテリアルや不要紙については、業者を通じてリサイクルする等、当社において実施可能な範囲内で環境保全に取り組んでおります。
その他	<p>当社では、現状、取締役女性にはおりません。取締役はもちろん管理職(チームリーダー及びグループリーダー)の登用において、男女の区別は一切ありませんので、適任と判断される人材につきましては、積極的に登用しております。</p> <p>(参考:平成29年9月30日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チーム及びグループリーダークラスの女性比率 31.6%(19名のうち6名) ・全正社員の女性比率 44.6%(83名のうち37名) <p>上記人員数には、使用人兼務取締役を含めております。</p> <p>なお、当社は、政府が掲げた目標「2020年の女性リーダー比率30%」を既に達成済みですが、今後も男女の隔たりなく人材を育成することにより、女性リーダーが恒常的に生まれる社内風土を醸成したいと考えております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、法令に従い、業務の適正を確保するための体制の整備について取締役会で決議し、この決議に基づいて内部統制システムの強化・徹底を図っており、必要に応じて内容の見直しを行うこととしております。取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制の整備の基本方針は、以下のとおりであります。

(a)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・企業倫理に関する行動指針を定める他、必要に応じ外部の専門家を起用し、法令または定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令または定款違反行為を発見した場合は、ただちに取締役会に報告する等によりガバナンス体制を強化する。

(b)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、一定期間は閲覧可能な状態を維持することとする。

(c)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスク管理に関する規程を制定し、その運用をもってリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を図ることにより損失や損害を最小限に止める体制を整える。

(d)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役は会社の経営状況を常に把握するよう努めなければならない。また、月一回定例で開催する取締役会及び臨時で開催する取締役会においては、経営方針及び経営戦略に関する重要事項について、事前に十分な分析または検討を行うものとする。

・取締役会の決定に基づく職務の執行については、関連諸規程において、それぞれの責任者及び執行手続について定め、機動的な執行体制を構築する。

(e)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・コンプライアンス体制の基礎として、企業倫理に関する行動指針に基づきコンプライアンスに関する規程を定める。管理担当常務取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとする。必要に応じて、各担当部署にて規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

・社内通報システム及び顧問弁護士を窓口とする社外通報システムを構築し、社内及び社外通報システムを有効に活用することにより、不正行為等の早期発見を図るものとする。

(f)監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項と当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員であるものを除く)からの独立性及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査等委員会から求めがある場合、管理チームは監査等委員会を補助すべき使用人として必要な人員を配置する。なお、監査等委員会を補助すべき取締役は置かない。監査等委員会補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員会の意見を尊重して決定するものとする。

・監査等委員会補助者に対する指示の実効性を確保するため、監査等委員会補助者は監査等委員会の指揮命令に従い職務を行うものとする。

(g) 取締役(監査等委員であるものを除く)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

・取締役及び使用人は、監査等委員会の求めにより、会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告するものとする。また、監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。

・社内及び社外通報システムを構築し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監査等委員会への適切な報告体制を確保するものとする。

(h)前項の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・監査等委員会に対して前項の報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取扱いを受けないものとし、その取扱いについて周知徹底を図る。

(i)監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査等委員会の職務の執行に関して生ずる費用については、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、所定の手続きにより会社が負担する。

(j)その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査等委員会と内部監査部門が緊密な連携を保つよう努めるとともに、取締役と監査等委員会は積極的に意見交換を行い、適切な意思疎通を図ることにより、監査が実効的に行われることを確保するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「行動指針」において反社会的勢力と関係遮断を宣言するとともに、社内研修等を通じて社員に周知徹底し、警察や弁護士等の外部専門機関と積極的に連携を図り、管理チームを窓口として、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に参加し、情報収集に努め、反社会的勢力との取引等の未然防止に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、業績の向上等をもって企業価値を高めることが最も有効な買収防衛策であると認識しております。当社は顧客に対し、質の高いサービスを安定的に提供する責務を負っており、この責務を将来にわたって果たしていくことにより継続的な利益成長を図ることが、当社の株主の利益に資するものと考えております。

今後、当社の経営方針と異なる、または当社のステークホルダーの利益を含む企業価値を毀損するおそれのある買収行為が行われる可能性がある場合は、買収防衛策を検討してまいる所存であります。なお、買収防衛策の導入を決定した場合は、その詳細について直ちに公表いたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(1) コーポレート・ガバナンス体制の充実に向けて

当社は、コーポレート・ガバナンスを支える内部統制システムについて、今後も継続的にP-D-C-A (Plan-Do-Check-Action)を実施することにより、維持・改善に努め、内部統制システムをより実効性のあるものとしていく所存であります。

(2) 適時開示体制の概要

当社は、平成13年12月10日の上場以来、会社情報の適時開示が上場会社として重要な責務と考え、適時適切な開示を行うよう努めております。具体的には、取締役会の決議により「内部者取引管理規程」を制定し、この運用をもって会社情報の適時開示を行っております。当社の適時開示に係る社内体制の概要は、次のとおりです。

イ. 情報取扱責任者の設置

会社情報の社内管理及び適時開示の管理責任者として、取締役会において情報取扱責任者として情報開示担当取締役を定めております。

ロ. 適時開示の担当部署

管理チーム

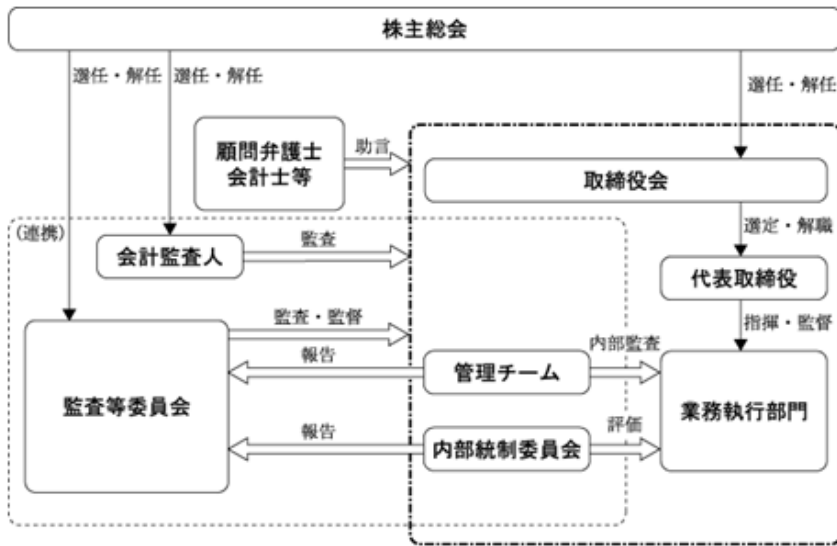
ハ. 適時開示に係る社内手続き

・各部門の重要な内部情報について、管理チームでは情報収集に努めると共に、各部門には管理チームへ提案・報告を義務付けております。その上で管理チームが、関係者との協議を経て、適時開示の必要性の有無等を審議します。報告された重要な内部情報のうち、取締役会の決定を必要とされる事項については取締役会に上程されます。

・適時開示すべき情報に該当する会社情報は、金融商品取引法、同法の政府令及び上場取引所の定める適時開示規則等に従い、情報取扱責任者の指示に基づき管理チームより適切な時期に開示を行うこととしております。

・決算短信等の決算情報については、管理チームが社内関係部門との協力体制もと、発表の早期化に努めております。

■コーポレート・ガバナンス体制の概要



■適時開示体制の概要

